台風第 25 号で被害に遭われた方への支援一覧≪鴨川市≫

令和 8 年台風第 25 号により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

台風第 25 号について、災害救助法が適用されています。以下のとおり、被災された方々への支援措置・制度等をご紹介します。災害の種別や規模により支援措置等が異なりますので、詳細については各担当課に問い合わせください。掲載内容は、令和 8 年 10 月 5 日現在です。

1　被災したときに最初にすること

・被害状況を写真で記録する

家の被害状況を写真に撮っておきましょう。市から罹災証明書などを取得して支援を受ける際や、損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

・家の外の写真の撮り方のポイント

カメラ・スマホなどでなるべく 4 方向から撮る

浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮る

・家の中の写真の撮り方のポイント

被災した部屋ごとの全景を撮る

被害箇所の「寄り」にて撮る

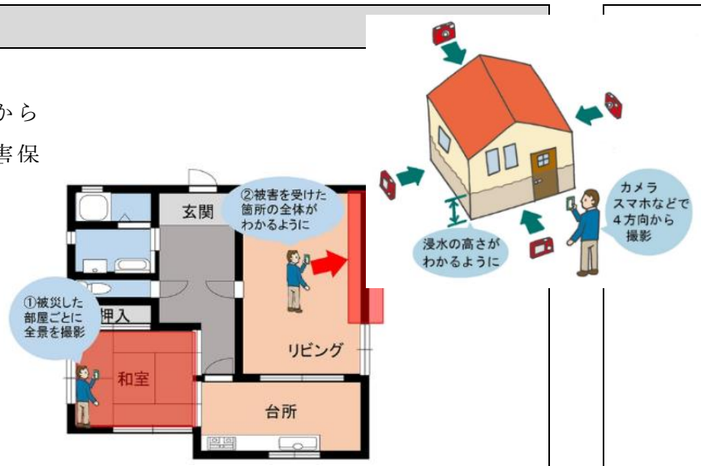

【被災者相談窓口】

台風第 25 号により被災された方々を対象に、被災者相談窓口を開設。どこに相談したら良いか分からないなど、迷った時は、気軽に問い合わせください。 ・場所　市役所 1 階ロビー　　・時間　　平日午前 8 時 45 分～午後 4 時 30 分 ・相談内容　被災住宅の緊急修理に関すること、災害弔慰金に関すること等	市民生活課 7093 - 7831

2　罹災証明書・被災届出（兼）証明書の申請

被災した住家の被害の程度を証明する「罹災証明書」、被災した非住家、建物以外の不動産（土地、塀、門扉など）または動産（家具、自動車など）の被害が生じた事実を証明する「被災届出（兼）証明書」を発行します。 下表の災害見舞金などの経済的支援や手数料の免除、税金の減免などには、罹災証明書が必要となります。 ・場所　市役所 1 階税務課　　・時間　平日午前 8 時 45 分～午後 4 時 30 分 ・申請に必要な提出書類　罹災証明申請書、または被災届出（兼）証明書、本人確認書類の写し、罹災状況が分かるもの（写真、修理に関する見積もり等）	税務課 7093-7832

3　各種支援※一部開始時期等が未定のものもあります

・上記 2、罹災証明書・被災届出（兼）証明書の発行後、次の各種支援が受けられます。

住まい・生活の支援	給付	災害弔慰金	死亡した方のご遺族	福祉課 7093 - 7112
		災害障害見舞金	重度の障害（四肢の切断・失明・要常時介護状態など）を受けた方	
		災害見舞金	負傷で 1 週間以上の入院治療を要した方	
		被災者生活再建支援金（10/5 現在国・県と協議中）	住宅が全壊する等の生活基盤が著しい損害を受けた世帯（2 つの支援金の合計） ①住宅の被害程度に応じた支援金 ②住宅の再建方法に応じた支援金	福祉課 7093-7112
	貸付	災害援護資金	世帯主の方が負傷した世帯や住居･家財に著しい損害を受けた世帯に生活の再建に必要な資金を貸付※所得制限があります	福祉課 7093-7112
	受入	災害ごみ	・場所　クリーンステーション鴨川 ・時間　月曜日～金曜日（祝日含む）＝午前 8 時 30 分～11 時 45 分、午後 1 時～4 時、日曜日＝午前 8 時 30 分～11 時 45 分	環境課 7093-7838
	相談	住宅の消毒	床上浸水被害を受けた住宅などの消毒についての相談	健康推進課 7093-7111
	減免	水道料金	被災した自宅など建物等の清掃に使用した水道の使用水量や土砂流出等により量水器以降の給水管破損被害を受けた場合の水道料金の一部減免	安房郡市広域市町村圏事務組合水道部 0470-29-3304
	免除	し尿汲取手数料	被災した住宅や建物等の所有者や居住者を対象に、し尿の汲取手数料を免除	衛生センター 7092-1009
税・保険料	相談	納付相談	台風被害により税や保険料の納付が困難な方を対象に納付相談を実施　≪納付期限が到来する前にご相談を≫	
			・市民税、県民税、森林環境税（住民税）、固定資産税、国民健康保険税	税務課 7093-7832
			・後期高齢者医療保険料	市民生活課 7093-7839
			・介護保険料	健康推進課 7093-7111
	減免	介護保険料	自宅が全壊し、保険料の納付が困難な場合、保険料の全額を免除。半壊の場合は保険料の 1 / 2 を減額	健康推進課 7093-7111

	免除	国民年金保険料	災害で半壊など大きな被害を受けたことにより、納付が困難な場合、保険料の全額を免除	市民生活課 7093-7839
負担金	相談	国民健康保険 医療費の一部負担金	災害により医療費の一部負担金の支払いが困難な世帯を対象に相談を受付	市民生活課 7093-7839
	相談	後期高齢者医療保険 医療費の一部負担金	災害により医療費の一部負担金の支払いが困難な方を対象に相談を受付	市民生活課 7093-7839
手数料	免除	各種証明書の 交付手数料	災害に起因する場合の住民票など各種証明書の交付手数料を免除	市民生活課 7093-7831
	減免	旅券手数料	要件を満たす場合は旅券手数料を減免	市民生活課 7093-7831
保育料・給食費	相談	認定こども園の保育料・給食費	台風被害により保育料･給食費の支払いが困難な方を対象に納付相談を実施 ≪納付期限が到来する前にご相談を≫	子ども支援課 7093-7113
	相談	中学校生徒への給食費	台風被害により給食費の支払いが困難な方を対象に納付相談を実施 ≪納付期限が到来する前にご相談を≫	学校教育課 7094-0512

4　賃貸型応急住宅の供与

住宅が全壊するなど甚大な被害を受けられた方、若しくは土砂崩れ、崖崩れ、地滑り等により再崩落または土砂流入のおそれがあり長期間にわたり自宅に戻ることができない方などを対象に、千葉県が民間賃貸住宅を借上げ、被災者へ供与します。入居物件は、不動産会社の協力のもと、原則、入居者様御自身でお探しいただきます。入居期間は、最長２年となります。 ■入居の対象者　原則として、以下の全ての要件を満たす方 ・災害発生の日（9 月 20 日）時点において、市内に居住していた方 ・この災害により、次の要件のいずれかを満たす方 (1)住宅が「全壊」､「全焼」または「流失」し、居住する住宅がない方 (2)風水被害の場合に、住家が「半壊」(「中規模半壊」､「大規模半壊」を含む。)であっても、水害により流入した土砂や流木等(耐え難い悪臭等を含む。)により住宅として利用ができず、自らの住居に居住できない方 (3)二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方 (4)災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が１か月を超えることが見込まれる方 (5)その他、国と県の協議によりやむを得ず入居すべきと認められた方 ・他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方 ・災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方	都市建設課 7093-7835

5　住宅の応急修理

住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な部分の応急修理を実施します。応急修理（必要最小限の修理）を行うことで、被災者が引き続き元の住宅に住むことができるように支援する制度です。 ・被災者が都市建設課の窓口で申し込みを行い、申し込みを受けた市が修理業者に依頼して、費用の限度額の範囲内で実施するものです。 ・修理費用を市が直接修理業者に支払う制度であり、被災された方に費用が支給されるものではありません。 ・既に工事代金の支払いが完了している場合は、当制度の対象にならないため、ご注意ください。 ■対象者　以下の全ての要件を満たす者（世帯） (1)この災害により「大規模半壊」の住家被害を受けた者、若しくは「中規模半壊」､「半壊」または「準半壊」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者 ・「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。 (2)応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること (3)応急仮設住宅を利用しないこと。ただし、自宅が半壊以上の被害を受け、応急修理の期間が一か月を超えると見込まれる者はこの限りではない。	都市建設課 7093-7835

6　損壊家屋等の公費による解体撤去及び堆積土砂の排除

現在、県と事業の実施方法について調整を進めています。詳細が分かりましたら改めてご説明の機会を設けさせていただきます。

・損壊家屋等の解体撤去については、環境課 7093-7838 へ

・堆積土砂の排除については、都市建設課 7093-7835 へ

・崩落箇所の復旧については、農林水産課 7093-7834 へ

7　その他

・事業者向け支援（セーフティネット保障４号に係る中小企業の認定）	商工観光課 7093-7837